平成２５年（フ）第１５７９号
東京都品川区北品川２丁目23―９―601
破産者　大道寺俊孝
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５９３号
神奈川県川崎市中原区今井西町123―11
破産者　但野　裕一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５９９号
東京都足立区新田３丁目36番12―404、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区千住大川町21番９号
破産者　株式会社ドエリングファシリティーズ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６００号
東京都足立区新田３丁目36―12―404
破産者　木内　英一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６３０号
東京都杉並区和泉１丁目28番14号
破産者　株式会社目黒商事
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０３９号
東京都足立区西新井本町２―４―12、住民票上の住所東京都品川区西品川２丁目１―14
破産者　吉田　愛加（旧姓石澤）
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０４４号
神奈川県川崎市高津区子母口701―１　アメニティハイムⅡ―201
破産者　森岡　淳一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５１号
埼玉県越谷市大字大吉608―11
破産者　上農　健次
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０８１号
東京都世田谷区大原１丁目４―１―305
破産者　小島　祐司
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１６８号
東京都江東区東陽１丁目16―20　洲崎交通株式会社
破産者　山本敏千代
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１７３号
東京都練馬区桜台２丁目12―１―206
破産者　浅賀　　俊
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４２号
千葉県船橋市三咲２丁目10―７―106
破産者　毛利　孝志
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２４４号
埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目１―３―807
破産者　須田　昌樹
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２７７号
東京都足立区千住東２丁目17―７
破産者　大原　順子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２９２号
東京都練馬区貫井２丁目24―２―602
破産者　多田　克己
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３３７号
埼玉県新座市西堀２丁目９―25　第五ツチヤハイツ202
破産者　鈴木　裕之
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３４９号
東京都豊島区西巣鴨１丁目31―12―101
破産者　武田　美明
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３５０号
東京都豊島区西巣鴨１丁目31―12―101
破産者　武田カツミ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３５３号
東京都小金井市東町４丁目14―10―101
破産者　染谷圭世子
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３６６号
神奈川県相模原市中央区清新２丁目４―10
破産者　原口　昭二
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８４号
東京都三鷹市中原２丁目４―23
破産者　宮原　裕二
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４１２号
東京都品川区南品川６丁目15―17―705
破産者　竹村憲太郎
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部